

地震津波対策規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、南海トラフ地震その他の地震（以下この規程において単に「地震」という。）に係る地震防災対策について必要な事項を定め、地震及び津波が発生した場合の人命の安全及び災害の防止と被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、〇〇〇〇給油所に勤務し又は出入りするすべての者に適用する。

第2章 日常の対策

(施設の安全対策)

第3条 給油所の安全性について、耐震検査等を行い、その結果に基づき補強等の整備を行う。

- 2 計量機、タンク等の危険物取扱設備及び防火塀、看板等の地震動及び津波による転倒、移動、落下等の被害を検証し、被害を予防若しくは軽減するための必要な措置を講ずるものとする。
- 3 その他建築物、洗車機、リフト等の付属設備について地震及び津波による被害を検証し、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 所長は別表2に定める施設の地震・津波対策に対する点検を1年に〇回以上行うものとする。

(地震防災隊の編成)

第4条 地震発生時に備え、別表1の地震防災隊を編成し任務分担を作成するものとする。

- 2 隊長は所長をもってあて、副隊長は〇〇をもってあてる。
- 3 隊長は地震防災隊の活動に関する業務を総括する。
- 4 副隊長は隊長に事故ある時又は不在の時はその職務を代理する。

(地震防災隊の班長)

第5条 地震防災隊の各班に班長を置く。

- 2 班長は隊長が任命する。
- 3 班長は担当隊員を指揮命令する。

第3章 地震発生時の措置

(地震発生時の応急対策)

第6条 地震発生及び津波警報等を知った者は、速やかに所長又は他の職員に報告しなければならない。

- 2 所長は、職員に正確な情報の入手に努めさせ、直ちに地震防災隊を立ち上げ、別紙1地震防災対策チェック表により各班の任務分担に応じた応急対策を講じさせる。

- 3 情報伝達班は隊長の指揮を受け情報収集に努めるとともに、従業員及び顧客等の給油所にいるすべての人に周知させるものとする。
- 4 避難誘導班は、隊長の指揮を受け給油所内の客に対し別紙2で定める当該所在地から避難場所までの経路について明示するものとする。
- 5 点検整備班は、隊長の指揮を受け別紙1地震防災隊チェック表を活用し応急対策を行う。
- 6 危険物の荷卸し中に地震が発生した場合は、運転手に対して直ちに緊急停止レバーを引き荷卸しを停止させるとともに、所定の措置を行った上で速やかに浸水想定区域外に避難を促すものとする。

(災害発生時の措置)

第7条 地震により火災が発生した時は、直ちに消防機関へ通報を行い、地震防災隊により消火活動を行うものとする。

- 2 地震により負傷者等が発生した時は、避難誘導班を中心に救護活動にあたりるとともに、直ちに消防機関へ通報を行うものとする。
- 3 地震により危険物の漏えい事故が発生した場合は、直ちに消防機関へ通報を行い、点検整備班を中心に応急措置を講ずるものとする。

(従業員の安全対策)

第8条 地震により津波警報等が発令されたときは、従業員の人命危険を第1優先とし、津波到達時間と別紙2に定める所定の避難場所までの時間及び付近で発生している災害状況を考慮し、可能な範囲で施設の応急措置及び被害軽減措置を行い、避難を行うものとする。

- 2 従業員が通勤中に津波警報が発令されたときは、あらかじめ定められた浸水想定区域外の避難場所に避難するものとする。

第4章 訓練及び教育・広報

(地震防災訓練)

第9条 地震災害を最小限にとどめるため、訓練によって技術を習得し、各人が定められた分担を確実に果たすため、次の訓練を行う。

(1) 個別訓練

情報伝達・避難など班別の訓練を1年に〇回以上実施する。

(2) 総合訓練

個別訓練をまとめたものを1年に〇回以上実施する。

- 2 職員が、市の行う防災訓練に参加するよう便宜を図る。

(地震防災に関する教育及び広報)

第10条 職員に対する地震防災に関する教育は、次によるものとする。

- (1) 施設の緊急停止手順。
- (2) 予想される地震及び津波に関する知識。
- (3) 地震に関する情報及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識。
- (4) 避難場所及び避難経路に関する知識。
- (5) 従業員が果たすべき役割。

(6) 地震対策に関する関係法令の改正。

(7) 地震対策として取り組む必要のある課題。

2 従業員に対する防災教育は、所長が1年に○回以上実施する。

地震防災隊チェック表

情報伝達班：実施事項	適否	措 置
災害状況（危険）を隊長へ報告しているか		
災害状況を関係機関へ通報しているか		
近隣の災害情報を収集したか		
災害情報を従業員に伝えたか		

避難誘導班：実施事項	適否	措 置
主要な出入口の開放はよいか		
避難経路に障害物はないか		
所定の避難場所を伝えているか		
逃げ遅れがないか		
負傷者はいないか		
給油所内への立入禁止措置を行ったか		

点検整備班：実施事項	適否	措 置
ガスの元栓を閉止したか		
機器の電源が切れているか		
ポンプの電源が切れているか		
荷卸し作業を中止しているか		
荷卸し車両は緊急停止措置をしているか		
給油ノズルは所定の場所にあるか		
注油口、検尺口等の蓋を閉鎖しているか		
看板等の展示物を収納したか		
タンク内の残油量を確認したか		
ボンベ等は固定されているか		
配管等のバルブが閉止されているか		
危険物収納容器の油庫内収納が適切か		
施設内で地盤沈下していないか		
施設内で液状化が発生していないか		
津波による異物進入防止措置を行ったか		

別紙 2 津波警報発令時の避難場所（所在地から避難場所までの避難経路）

